【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（認可の申請）

第百二条の十五　前条の認可を受けようとする自主規制法人は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員の氏名及び会員の商号又は名称

２　前項の認可申請書には、定款、業務規程その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

３　第八十一条第三項の規定は、第一項の認可申請書について準用する。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（認可の申請）

第百二条の十五　前条の認可を受けようとする自主規制法人は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員の氏名及び会員の商号又は名称

２　前項の認可申請書には、定款、業務規程その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

３　第八十一条第三項の規定は、第一項の認可申請書について準用する。

（改正前）

（新設）